

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第363回

東海再処理施設安全監視チーム会合

第46回

もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合

第30回

核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合

第18回

令和2年7月20日（月）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合 第363回

東海再処理施設安全監視チーム会合 第46回

もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合 第30回

核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合 第18回

議事録

1. 日時

令和2年7月20日（月） 17：00～17：40

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会委員

山中 伸介 原子力規制委員会委員

原子力規制庁

山形 浩史 緊急事態対策監

小野 祐二 安全規制管理官（研究炉等審査担当）

戸ヶ崎 康 研究炉等審査部門 安全規制調整官（試験炉担当）

菅原 洋行 研究炉等審査部門 企画調査官

細野 行夫 研究炉等審査部門 企画調査官

川末 朱音 主任安全審査官

本多 孝至 主任安全審査官

小舞 正文 管理官補佐

日本原子力研究開発機構

東海本部

伊藤 公雄 安全核セキュリティ・統括部長

曾野 浩樹 臨界ホット試験技術部 次長

米沢 秀成 安全・核セキュリティ統括部 品質保証課長

八木 理公 安全・核セキュリティ統括部 マネージャー
伊勢田 浩克 安全・核セキュリティ統括部 技術主幹
助川 和弘 安全・核セキュリティ統括部 囑託
井坂 浩二 安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 主査

東海再処理

沖本 克則 再処理廃止措置技術開発センター 技術部 品質保証課長
石山 港一 再処理廃止措置技術開発センター 技術部 品質保証課 主査

原子力科学研究所

根本 工 保安管理部長
広瀬 彰 保安管理部 施設安全課長
阿波 靖晃 保安管理部 施設安全課 技術副主幹
松本 潤子 保安管理部 品質保証課長
小林 誠 放射線管理部 放射線管理第1課長
宍戸 宣仁 放射線管理部 放射線管理第2課長
川崎 将亜 放射線管理部 環境放射線管理課
亀尾 裕 バックエンド技術部 研究主席
田中 究 バックエンド技術部 放射線廃棄物管理技術課 技術副主幹

大洗研究所

川村 将 大洗研究所 保安管理部 次長
近藤 雅明 大洗研究所 施設安全課長
星 慎太郎 大洗研究所 保安管理部 施設安全課 主査
佐藤 章宏 大洗研究所 保安管理部 施設安全課 主査

青森研究開発センター

大石 哲也 核燃料・バックエンド研究開発部門 青森研究開発センター
保安管理課長
神林 英美 核燃料・バックエンド研究開発部門 青森研究開発センター

施設工務課長

桑原 潤 核燃料・バックエンド研究開発部門 青森研究開発センター
施設工務課マネージャー

山田 克典 核燃料・バックエンド研究開発部門 青森研究開発センター
保安管理課マネージャー

敦賀実証本部

伊藤 和寛 敦賀廃止措置実証本部 安全・品質管理室 グループリーダー

ふげん

北村 高一 新型転換炉原型炉ふげん 安全・品質保証部長

中井 教一 新型転換炉原型炉ふげん 安全・品質保証部次長

宮本 政幸 新型転換炉原型炉ふげん 安全・品質保証部 品質保証課長

東浦 則和 新型転換炉原型炉ふげん 安全・品質保証部 安全管理課長

今川 康弘 新型転換炉原型炉ふげん 安全・品質保証部 施設保安課長

林 省一 新型転換炉原型炉ふげん 廃止措置部 設備保全課長

毛利 直人 新型転換炉原型炉ふげん 廃止措置部 施設管理課長

もんじゅ

坂川 嘉信 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ 廃止措置部 次長

近藤 哲緒 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ 廃止措置部
計画管理課長

高橋 康雄 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ 安全・品質保証部
品質保証課長

下野 公博 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ 安全・品質保証部
安全管理課長

人形峠環境技術センター

木原 義之 人形峠環境技術センター 所長

八木 直人 人形峠環境技術センター 環境保全技術開発部長

伊東 康久	人形峠環境技術センター	安全管理課長
西村 善行	人形峠環境技術センター	安全管理課マネージャー
菅田 信博	人形峠環境技術センター	環境保全技術開発部 施設管理課 技術副主幹
島池 政満	人形峠環境技術センター	環境保全技術開発部 設備処理課 マネージャー

4. 議題

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（原子力科学研究所等）の保安規定の変更認可申請について

5. 配付資料

資料 1 - 1 新検査制度に係る保安規定の変更について
資料 1 - 2 品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる法令改正等に伴う保安規定の変更について
資料 1 - 3 保安規定審査基準と保安規定改定案の対比表

6. 議事録

○田中委員 それでは、定刻になりましたので、第363回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開始いたします。

本日の議題は一つでありまして、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（原子力科学研究所等）の保安規定の変更認可申請についてであります。

本件は、この4月1日から施行された原子力施設の保安の業務に係る品質管理に必要な体制の整備に係る規則、及び原子力規制における検査制度の見直しに伴い、原子力機構から、核燃料物質加工施設、試験研究炉等の保安規定の変更認可申請がなされたことから、その内容について四つの会合の合同会合として審査するものでございまして、今回は2回目となります。

前回は、原子力機構の全拠点共通の改正事項、及び人形峠環境技術センターの加工施設を対象に審議を行いました。

今回は、前回の規制庁コメントに対する原子力機構からの回答について確認するとともに

に、前回審議していないその他の施設について審議を行うものでございます。

それでは、事務局のほうから、最初の審議内容について説明をお願いいたします。

○菅原企画調査官 原子力規制庁の菅原でございます。

前回、7月6日のこの審査会合において、原子力機構が提出した保安規定変更認可申請について、原子力機構の全拠点に共通する変更内容、及び人形峠環境技術センター加工施設の変更内容に対して、事務局から何点か指摘事項を提示し、その場で回答をいただいたところでございます。

本日、機構側から資料1-1を用意してもらっています。

今日の会合で、改めて回答の場は設けませんが、原子力機構におかれましては、指摘事項を踏まえて補正等の必要な対応をとっていただければと考えます。

以上でございます。

○田中委員 原子力機構におかれましては、今あったようなことで、よろしく対応をお願いいたします。

それでは、次の審議内容でございますが、その他の施設の保安規定の変更認可申請についての審議ということで、資料の1-2から1-3でしょうか、説明をお願いいたします。

○東海本部（伊勢田技術主幹） 原子力機構、東海本部安全・核セキュリティ統括部の伊勢田でございます。

本日は、保安規定の変更認可申請に係る審査のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

資料のほうは3種類ございまして、資料1-1にて、前回の審査会合における指摘事項に関する回答のほうを御用意しております。

こちらのほうは、時間の都合上、本日は内容の詳細な説明はいたしません、基本的に全て了承という形で御回答のほうをさせていただいておりますので、御確認をいただきたいと思ひます。

資料1-2のほうで、本日、審査していただきます各保安規定について、変更内容の概要の説明をさせていただく資料となっております。

また、資料1-3は、保安規定と保安規定審査基準との対比表になってございますので、必要に応じ、随時、御確認いただきたいというふうを考えております。

では、資料1-2に従いまして、各拠点のほうから、変更認可申請の概要について、順次説明させていただきます。

まず、1ページ目の原子力科学研究所のほうから説明をさせていただきます。

原科研のほう、よろしくお願ひいたします。

○原科研（阿波技術副主幹） 原子力科学研究所の阿波でございます。

それでは、資料に基づきまして、原子力科学研究所の原子炉施設保安規定の変更について、説明させていただきます。

まず、2ページ目でございますが、今回の変更の大きな事項について、1ポツと2ポツで分けて記載させていただいております。

1ポツでございますが、こちらは機構全体共通の事項でございます。共通の事項として、改正法3条の施行に伴い、保安活動に反映が必要な事項について変更いたしております。

①として、品質管理に関する規則、品質管理規則が制定されたことに伴う品質マネジメントに関する事項を変更しております。

②については、検査制度の見直しに伴い、施設の管理に関する措置を追加するとともに、その他措置等を追加しております。

③として、今回、改めましてALARAに関する基本的事項に則り保安活動を行うことを明確化しております。

④として、試験炉規則の改正に伴い、関連事項の修正等を行っております。以降、こちらについては機構全体ということでございます。

拠点個別事項といたしましては、①から⑤の付則でございます。

①といたしまして、周辺監視区域に係る放射線測定機器（モニタリングポスト）の所管箇所、数量、機能の維持の方法並びにその使用方法等について明確化しております。

②として、廃止措置施設の管理に関する事項を追加しております。

また、原子炉施設の定期的な評価に関する手続きの記載について整理して、明確化しております。

④として、JRR-2の廃止措置に係る保安教育に関する詳細について追加しております。その他、記載の適正化を図っております。

詳細については3ページ以降でございます。

3ページ、施設管理に関する事項については、こちらは機構共通の話でございますので、説明は省略させていただきます。

定期的な評価に関する事項でございますが、これは検査制度、及びその前に、保安規定の審査基準等が改めました定期的な評価に関する記載について整理させていただいております。

続きまして、廃止措置施設に関する事項の明確化でございますが、恒久的な停止措置の明確化ということで、原科研のJRR-2、JRR-4、TRACYと、廃止措置を行っている施設の恒久停止措置を明確化しております。

また、JRR-2については審査基準が古い時代に認可された保安規定でしたので、今回、保安規定の審査準が改められましたことに伴いまして、廃止措置に係る教育内容も明確化を実施しております。

4ページ目でございます。

保安管理体制に関する見直しということで、主務者等の業務事項の見直しを行っております。また、事業者検査を行う原子力施設の検査室ということで、所長のもとに、独立した部署を設けております。また、保安に関する調達業務を行う契約部長について、今回、体制に明確化しております。

5ページ目でございます。

放射線管理に関する見直しとして2点挙げさせていただいております。

1) については、機構共通事項ですので省略いたします。

モニタリングポストに関しましては、モニタリングポストの所管箇所、数量、機能の維持の方法、使用方法等について明確化しており、測定箇所については周辺監視区域の図を明確化いたしております。

原科研の原子炉施設については以上でございます。

続きまして、6ページ目でございます。

原科研の廃棄物施設施設の保安規定の変更についてでございます。

7ページにつきましては、共通的な事項ですので説明は省略させていただきます。

8ページでございますが、こちらも、基本的に機構統一の事項でございますので、説明を省略させていただきます。

9ページ目でございます。

上の6章、異常時の措置でございますが、事故異常等に関する規定の制定を追加しております。また、防護資機材の整備の追加を実施しております。

また、保安教育等として、今回、審査基準で、保安の活動に類するもの全てに対する教育が要求事項として追加されましたので、保安教育に関する事項を追加しております。

原科研からは以上でございます。

○東海本部（伊勢田技術主幹）では、続いて、大洗研究所のほうの説明をさせていただ

きます。

大洗研究所のほう、よろしくお願ひいたします。

○大洗研究所（星施設安全課主査） 大洗研究所施設安全課の星です。

大洗研究所原子炉施設保安規定（北地区・南地区）の変更について御説明をさせていただきます。

通しページ10ページ目からとなりますが、資料のほうは11ページから御説明いたします。

まず、1ポツ、改正法第3条施行等の変更につきましては、原科研の変更と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

2ポツとしまして、その他保安活動に反映が必要となる事項についてでございますが、①から⑤まで挙げさせていただいておりますが、詳細につきましては、次ページ以降の資料で御説明させていただきます。

資料のほうは12ページになります。第1編総則でございます。

1) 基本方針に施設管理を追加、こちら機構共通の対応でございますので、説明を省略させていただきます。

2) こちらは、南地区原子炉施設保安規定の変更となっております。新規制基準適合までの原子炉運転に関する方針の追加としまして、新規制基準への適合に係る使用前事業者検査の確認を受けるまでの間、原子炉の運転は行わないことを追加しております。

3) 原子炉主任技術者及び廃止措置主任者の職務の見直しにつきましては、原科研と同様で原子力規制検査に合わせた変更を行っております。

4) 事業者検査を行う独立検査組織の追加に関しましても、原科研と同様となりますが、使用前事業者検査及び定期事業者検査を行う組織として、新たに独立検査組織である「原子力施設検査室」を設置し、検査を実施するとともに、事業者検査の独立性の確保を明確にする変更を行っております。

5) でございます。原子力事業者防災業務計画による原子力防災訓練を定期的を実施することを追加しております。

6) としまして、非常事態における防護活動として、避難活動を追加しております。7) 原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合は、保安規定によらず、原子力事業者防災業務計画に基づき措置することを追加しております。

ページのほうは13ページに移ります。

こちらは大洗研究所原子炉施設における独立検査体制を示した組織図となっております。

説明のほうは右側となりますが、所長のもとに、独立検査組織として原子炉施設検査室を設置します。事業者検査責任者として、原子力施設検査室長が当たります。検査員につきましては、同室員複数名が当たります。

検査員は、検査の独立性を確保するため、検査対象となる施設または設備に関与しない者を選定し、編制することとしております。

続きまして、ページのほうは14ページとなります。

第2編、放射線管理、第3編は核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物の管理にありますますALARAの基本精神に関しましては、機構共通の対応となっておりますので、説明のほうを省略させていただきます。

第4編DCA管理、こちらにつきましては、南地区原子炉施設保安規定の変更となります。

1) としまして、恒久停止措置として、炉心タンクから燃料を全て抜き取り。炉心タンクに封印蓋を取り付け、燃料を装荷できないようにし、計測制御系統施設の機能停止並びに起動用中性子源を取り外した状態とすることを追加しております。

2) としまして、廃止措置に係る施設・設備等の維持管理、汚染状況等の調査等、廃止措置の管理を追加してございます。

続きまして、第5編「常陽」管理、こちらも南地区原子炉施設保安規定の変更となります。新規制基準適合までの期間の施設管理の対応としまして、施設管理目標の策定に関して、新規制基準への適合に係る使用前事業者検査の確認を受けるまでの間においては、原子炉停止中において継続的な機能維持を必要とする施設・設備を選定することを追加しております。

北地区・南地区原子炉施設保安規定の説明については以上となります。

続きまして、資料15ページからとなりますが、大洗研究所廃棄物管理施設保安規定の変更について、御説明いたします。

16ページでございますが、1ポツにございます変更は、原科研や北地区・南地区原子炉施設と同様でございます。

2ポツ、その他保安活動に反映が必要となる事項についての変更につきましても、次ページ以降の資料で御説明いたします。

資料のほうは17ページとなります。

1) につきましては、機構共通の事項ですので省略いたします。

2) でございますが、関係法令及び規定の遵守に関する活動並びに安全文化の醸成に関

する活動の削除ということで、品質管理基準規則に基づいた品質マネジメント活動の中で展開していくため、同条文を削除しております。

第2章、保安管理体制の関係でございます。

1) としまして、建設段階の固体廃棄物減容処理施設の建設段階における試運転、施設管理及び検査に関する業務等を行う「減容処理施設準備室長」の職位を追加します。

2) 事業者検査を行う独立検査組織の追加、こちらにつきましては、北地区・南地区原子炉施設と同様に、「原子力施設検査室」を設置することとしてございます。

3) 廃棄物取扱主任者の職務の見直しについても、原子炉施設の保安規定と同様に、原子力規制検査に合わせた変更を行っております。

続きまして、18ページになります。

こちらは大洗研究所廃棄物管理施設における独立検査体制を示した組織図となりますが、こちらにも、北地区・南地区原子炉施設と同様に、所長のもとに、独立検査組織として原子力施設検査室を設置するという変更を行っております。

続きまして、19ページに移りまして、第3章、運転管理に関わる部分でございます。

1) 自然現象等が発生した場合の措置としまして、地震、竜巻、火山の噴火、森林火災、その他外部火災又は爆発が発生した場合の措置を追加しております。

2) としまして、建設段階の固体廃棄物減容処理施設に係る、「鍵の管理」、「要員の配置」、「勤務時間外に異常が発生した場合の措置」を追加しております。

第6章、放射線管理に関しましては、機構共通の対応としてALARAの基本精神に則り保安活動を実施することを規定しております。

第8章、異常時の通報としまして、建設段階の固体廃棄物減容処理施設に係る異常を発見した者の通報について追加しております。

第9章としまして、非常事態に対処するため、事前の措置として、医療機関の確保を追加しております。

第11章、保安教育でございますが、原子力事業者防災計画による原子力防災訓練を定期的実施することを追加しております。

大洗研究所廃棄物管理施設に係る御説明は以上となります。

○東海本部（伊勢田技術主幹） 続きまして、再処理施設の保安規定について説明させていただきます。

再処理施設、お願いいたします。

○東海再処理（沖本品質保証課長） 再処理、品質保証課の沖本と申します。

それでは、20ページからが再処理になりますので、特異点だけ説明させていただきます。共通部分は全て割愛させていただきます。

21ページ目の2ポツ目が特異事項ということで、保安活動に反映が必要となる事項について変更するというので三つ挙げてございます。

一つ目が、再処理規則の第14条において、運搬に関わる条項が変わりまして、運搬前確認というのが加わりました。

これは以前から確認している項目ではございますけれども、運搬前に、もう一度、そういったことを確認する作業等が追加されましたので、その関連条項を変更してございます。

②番目が、これもその他の見直しということで、核取の同意手続きが若干明確じゃないところがございまして、最終決裁者の前に確実に同意を得ることがわかるような記載に見直す。同意を得るとともに、同意を得たのちとか、そういう、「とともに」というのを「得たのち」に変えとか、そういう記載の見直しの適正化を図ってございます。

あと、22ページは、細かい変更でありますので、割愛させていただきます。

23ページ目が、独立検査組織の改正でございます。

青枠でくくったところは、施設が持っているところの配置でございまして、そこが性能維持施設の保守とか管理をやっている。検査組織につきましては、左側の品質保証課長が検査を行っておりますので、その課長のもとに検査チーム、検査員を指名して検査をやることになります。

また、24ページ以降は構成が違うだけで、同じようなALARAの変更等でございますので、割愛させていただきます。

以上でございます。

○東海本部（伊勢田技術主幹） 原子力機構、伊勢田です。

続きまして、原子力第1船原子炉施設について説明をさせていただきます。

青森センターのほう、お願いいたします。

○青森（山田保安管理課マネージャー） 青森センター、保安管理課の山田から、原子力第1船原子炉施設の保安規定の変更について御説明いたします。

まず、ページのほうをめぐっていただきまして、26ページでございます。

1ポツにつきましては、機構共通ですので説明のほうを割愛いたします。

2ポツの、その他保安活動に反映が必要となる事項についてということでして、①が、

廃棄物パッケージの内部点検について、分別作業を追加して行うため取扱いに変更する。

②が、放射性廃棄物の運搬に係る措置において、放射性廃棄物を事業所外で運搬することを追加するという2点を主な変更としてございます。

続きまして、27ページでございますが、こちらの第1編、総則、1)につきましては、共通事項のため説明を割愛いたします。

2) 事業者検査を行う検査委員会の追加ということで、青森につきましては検査委員会を設置してございます。

ページのほうをめぐっていただきまして、28ページのほうが、その検査の体制となっております。

続きまして、29ページでございますが、第2編、放射線管理施設のほうにつきましては、1) ALARAのものにつきましては共通のため割愛いたします。

2) の放射性廃棄物の運搬に係る措置につきましては、先ほど御説明した内容のものでございます。

第3編、原子炉施設の管理の1) 廃棄物パッケージの「内部点検」を「内容物の取扱い」に変更するにつきましても、先ほど説明した内容でございます。

青森については以上となります。

○東海本部（伊勢田技術主幹） 原子炉機構、伊勢田です。

続きまして、もんじゅの変更について説明させていただきます。

もんじゅのほう、よろしく申し上げます。

○もんじゅ（高橋品質保証課長）もんじゅ品証課の高橋と申します。よろしく申し上げます。

もんじゅの原子炉施設保安規定の変更について説明させていただきたいと思っております。

31ページを見ていただければと思っております。

1ポツのほうにつきましては、共通事項なので割愛させていただきます。

2ポツ、その他、保安活動に反映が必要となる事項についての変更ということで、三つ挙げております。

一つ目が、2次冷却材ナトリウム一次保管タンクへのナトリウム移送完了に伴って、記載の変更をしますということです。

二つ目につきましては、施設運用管理に関する基本的な業務ですね、巡視、監視、操作、設備の不具合時の対応等を明確化するという部分。

③は、その他、記載の適正化を図るという形になっております。

詳細につきましては32ページ以降で説明させていただきます。

32ページを開いていただきまして、第1章の総則、第2章の品質マネジメントシステム、これにつきましては、共通事項なので割愛させていただきます。

第3章の保安管理体制のところの2) 定期事業者検査に関する業務の追加ということで、品質保証課業務が、独立検査組織として定期事業者検査を実施することを追加しております。本件につきましては、ページを二つめくっていただきまして、34ページのほうに、その体制を記載しております。

またもとに戻っていただきまして、32ページのほうに戻っていただければと思います。

その他の事項としまして、第4章、廃止措置管理、これがもんじゅ特有の事項になります。

1) 施設運用管理に関する基本的な業務の明確化ということで、施設運用に関する基本的な業務、巡視、監視、操作、施設不具合時の対応等を明確化しております。本対応につきましては、当直長がメインで実施するので、その項目として追加しております。

2) 2次冷却材ナトリウム一時保管タンクへのナトリウム移送完了に伴う変更ということで、もんじゅとしましては2次系を全ドレンして、ナトリウムを移送完了しましたということで、その条文を削除するというようにしております。

あと、第5章につきましては、共通事項として割愛させていただきます。

続きまして、33ページの第6章、放射性廃棄物管理と、第7章、放射線管理、第8章、施設管理につきましても、共通事項ですので割愛させていただきます。

34ページは、先ほどの検査の体制の部分になります。

35ページ、36ページにつきましては、先ほどのもんじゅ特有の条文の変更の部分の比較表というふうになっております。

もんじゅの説明は以上です。

○東海本部（伊勢田技術主幹） 続きまして、ふげんの変更点について説明させていただきます。

ふげんのほう、よろしく申し上げます。

○ふげん（宮本品質保証課長） ふげんの品質保証課の宮本です。

新型転換炉原型炉の施設保安規定の変更内容について、説明をさせていただきます。

ページ番号、38ページでございますけれども、こちらのほうは、1ポツのほうは拠点共

通でございますので、説明のほうは割愛をさせていただきます。

2ポツでございますけれども、ふげんとして反映が必要と認めた事項については主に2点ございまして、まず、一つ目は、地震、火災等発生時の対応におけます記載の具体化、重層化を図っております。

あと、そのほかは記載の適正化を図っております。

続きまして、39ページでございます。

第1章及び第2章の内容につきましては、共通事項でございますので説明のほうは割愛させていただきます。

第3章でございます。保安管理体制のほうでございますけれども、定期事業者検査に関する業務の事項につきまして、職務のほうに追加しております。

具体的な定期事業者検査に関わります体制につきましては、ページが少し飛びますけれども、41ページのほうに、ふげんにおけます検査体制のほうを記載しております。

39ページのほうに戻らせていただきまして、第4章、廃止措置管理のところでございますけれども、こちらのほうは用語の修正の反映ということで、規格名称等の変更に伴いまして用語の修正を図っております。

第5章につきましては、共通事項でございますので説明を割愛をさせていただきます。

第6章、燃料管理におきましては、使用済燃料の運搬時におけます措置事項ですとか、措置事項の確認を運搬前に行うということについて追加をしております。

続きまして、40ページ目でございます。

第7章につきましては、ALARAの精神につきましては、共通事項でございますので割愛させていただきます。

また、第8章の放射線管理につきましても、ALARAの精神につきましては同様でございますので、説明を省略させていただきます。

また、第8章では、物品移動時の遵守事項につきましては、措置事項ですとか、措置事項の確認を移動前に行うといったようなところを追加しております。

第9章につきましては、地震、火災等の対応の充実ということで、保安規定の条文の中に、火災発生時の対応に係る条文を地震発生時の対応に係る条文と統合したほか、火災におけます保全のための活動に対する体制の整備について記載をしております。また、大規模損壊発生時及び電源機能喪失時について記載をしております。

最後、第10章のほうは、教育項目に一部新たな教育項目を追加しております。

ふげんの保安規定の変更内容につきましては、以上でございます。

○東海本部（伊勢田技術主幹） 原子力機構、伊勢田です。

42ページ以降は、各事業規則の保安規定に係る条文の改正前後の条分について、参考資料として添付させていただいておりますので、随時御確認いただければと思います。

資料に基づく説明については以上になります。

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問・確認等をお願いいたします。

○小舞管理官補佐 規制庁の小舞です。

事業者検査の独立性について確認したいことがございます。

前回の会合では、人形加工施設を例に、事業者検査の独立性の記載を具体的にするようというような指摘を行いました。

各拠点のここの記載ぶりを確認しましたところ、もんじゅ、ふげんなどは、検査する者と検査を受ける側というのは独立である、別の者であるということが明確に記載されました。これはとてもいいと思います。

ほかの事業所の拠点の中では、そこが明確ではないかなというところもございました。例えば核サ研ですとかですね、というのがありました。

そこで、本日の説明で、例えば、資料の1-2の右下、13ページなんですけれども、これは大洗の北地区・南地区のところの検査組織、ほかの拠点も同じなんですけれども、独立検査組織を黄色の枠で囲ってあって、被検査、検査を受ける側ですね、青枠でくくってあるというような形で、組織図的にはわかりやすくなっていると思います。

そして、その下の矢羽根に、検査の独立性を確保するため、検査対象となる施設又は設備に関与しない者を選定し、編成するというふうに具体的に書いてあります。

各拠点を通して見てみますと、それぞれここの矢羽根のところの記載は、各組織それぞれ固有の事情があると思いますので、そういう記載ぶりは違っているかなというふうには思っています。そこで、各拠点を通して見てみても、かなり明確に書いてあるなというふうには、この矢羽根のところは考えております。

そこで、ここで一つ確認というか質問なんですけれども、この矢羽根に書いてあるようなところを保安規定の中に盛り込んでいくというような方針だというふうな理解でよろしいでしょうか。

○東海本部（伊勢田技術主幹） 原子力機構、伊勢田でございます。

今コメントがございましたとおり、検査対象となる施設に関与しない者を選定するということについては、現状、保安規定でしっかりと記載してございます。実際にそのように運用する予定でございます。

ですので、現状の記載においても、独立性というものは十分確保できるというふうに考えてございますけれども、各施設ごとの保安規定の記載ぶりの統一化という観点からすると、その辺りを明確に、より書いたほうが、きちんと独立性を確保する上で有効であるというふうに我々も考えてございますので、そちらについては、現状、実際に行うものについての独立性について、少し記載が不十分な拠点等につきましては同様の記載をして、統一的な考え方で検査できるようにというふうに修正をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○小舞管理官補佐 了解しました。ありがとうございます。

私からは以上です。

○田中委員 あとは、ありますか。

はい。

○川末主任安全審査官 規制庁、川末です。

私のほうから、何点か確認させていただきたいと思います。

まず、3条改正以前より、新検査制度導入の規則改正以前から、実際にJAEAさんのほうにおいて保安活動を実施していただいていたもので、下部規定に入っていたものや、保安規定には書いてなかったけれども、審査基準等の改定により、新たに保安規定に記載すべき項目となったものが幾つかあると思うんですけれども、そのうち、うまく保安規定と下部規定がひもづけできていなかったり、または下部規定に、その直接的な記述がなかったりということで、うまく記載ができてないんじゃないかと思われるものについて何点かコメントさせていただきたいと思いますので、適宜、拠点ごとに状況は違いますので、直接の記載をしていただくか、または下部規定とのひもづけというものを御検討いただければと思います。

それでは、具体的にコメントさせていただきます。

まず、試験炉規則のほうで御説明させていただきますが、15条の第1項第六号関係ということで、運転に関する事として、地震、火災等の発生時に講ずべき措置として定められていることということで火災に関する要求事項がありますが、これについてのヒアリン

グについての回答は、非常事態ということ、そちらのほうに火災に係ることは書いておりますという回答をいただいているところなんですけれども、その非常事態に至る前の通常運転時の異常の措置として、ここでは火災等の発生に関しての記載が求められておりますので、これらについて確認いただきたいと思います。

次、2点目ですが、管理区域、保全区域、周辺監視区域等の設定ということで、第15条第1項第七号関係ですけれども、まず、管理区域の解除において実施すべき事項が定められていることということで、もともと管理区域の設定については審査基準に要求があったんですけれども、解除については特にありませんでした。

今回、新たに追加になっているんですけれども、これについては、1次管理区域については、皆さん定めていらっしゃるんですけれども、普通の解除につきましては、一部の事業者には記載があるんですけれども、大洗の北と南には記載がないと認識しておりますので、御確認いただければと思います。

あと、管理区域から退出する場合の表面汚染密度の基準、及び除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準についても、こちらについては、もともと規則のほうで値というのは定まっているので、問題なく運用はしていただいているという認識があるんですけれども、今回、明確な基準を定めることとなっておりますので、こちら辺についても御確認いただきたいと思いますということで、管理区域からの退出の表面汚染密度に関しましては、原科研の炉、核サ研、大洗南・北管理所、プラス青森に記載がないと認識しておりますので、御確認いただければと思います。

除染に関する明確な基準に関しましては、大洗南と核サ研のほうで記載がないのではないかと考えております。

その他、管理区域から物品の持ち出し、核燃料物質等の搬出というのがありますけれども、物品の持ち出しについては、どちらの事業所においても定められていると思うんですけれども、核燃料物質等ですね、廃棄物がメインだと思いますけれども、こちらの管理区域からの搬出に係る記述が見当たらないのではないかとということで、こちらについては、原科研の炉と青森について御確認いただければと思います。

次に、第15条第1項第十四号の、非常の場合に講ずべき措置ということで、こちらについては全事業所共通なんですけれども、新たに記載が対象として求められているのが、工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含むということで、周辺監視区域内にいる者全員に、緊急事態発生時に通報ができるようにということなんですけれども、こ

れについての記載が見当たらないように見えますので、御確認いただければと思います。

次に、第15条第1項第十四号ですが、非常の場合に講ずべき措置ということで、原子力事業者防災業務計画に関することが要求事項に定められています。原科研の炉のほうで確認できませんので、これについて御確認いただければと思います。

次、第1項第十五号関係ということで、設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設等の保全に関する措置ということで、設計想定事象等に関しての対策を書くことになっているんですけども、実際、今、ここら辺について定めをするのは、新規制基準適合性確認が終了しているNSRRについてはここら辺が整備されているべき状態なんですけれども、内容を確認しましたところ、今回の審査基準の変更により追加となっております火災対策としての可燃物の管理というところが確認できませんでしたので、こちらについて御確認いただければと思います。

もう1点、大洗管理事業につきましては、まだ新規制基準に係る設工認が実施中なんですけれども、既に外部事象に係る対策については、もう既に盛り込まれている状況にあります。

こちらについては、できるところからやっていこうということだとは思いますが、JAEAとして、どんな感じでしょうということですね。それぞれ拠点ごとに考えてやっていくという体制で考えられるのか、または、JAEA全体として、できるところはやっていきますというように考えるのか、ここら辺を整理いただいて御説明いただければと思います。

最後ですけれども、第1項第十六号関係ということで、記録及び報告ということで、これは所長及び炉主任等に情報、故障等を報告することということで、以前からの要求事項であるんですけども、審査基準の改定により、事故・故障等の範囲が示されております。

いわゆる法令報告事象、及びこれに準ずる重大な事象ということで、もともとの事故・故障というのは、保安規定のほうであったり、下部規定のほうに定めて明確にしているということは認識しているんですけども、今回の審査基準の改定により、「準ずる重大な事象」というものを明記するという事になっておりますので、これについては整理いただいて、適宜対応いただければと思います。

以上、説明いたしました事項につきましては、うまく保安規定に盛り込めていない、または下部規定からのひもづけができていないという項目かと思われまますので、各拠点で御確認いただいて、適宜御対応いただければと思います。

以上です。

○田中委員 何点か指摘いたしましたけれども、いかがでしょうか。

○東海本部（伊勢田技術主幹） 原子力機構、伊勢田です。

今、かなりの数の御指摘をいただきました。

それぞれの拠点ごとに、明確化されていない項目があるですとか、記載の不足があるところがございます。

その辺りを御指摘いただきましたので、拠点ごとに、そちらのほうは確認させていただきまして、現在、挙げられている要求事項に対して不足がある部分につきましては、きちんと対応するように修正するという方向で検討させていただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○田中委員 ということですが、よろしいですか。

あとはありますか。よろしいですか。

原子力機構におかれましては、本日の議論を踏まえ、指摘事項については、内容をよく精査し、必要に応じて補正申請等の対応を検討し、次回会合で説明していただきたいと思っております。

あとはよろしいですか。特になければ、これをもって本日の会合を終了いたします。どうもありがとうございました。

また、次回会合の日程は、調整の上、連絡いたします。